

長野県太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業
初期費用ゼロ円等サービス募集要領

1 目的

長野県（以下「県」という。）では、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ以下とする「2050 ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、太陽光発電の普及促進に取り組んでいるが、住宅等においては設備の設置に係る初期費用の負担が導入の障壁となりやすい。

そこで、サービスを利用する者が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランを県が募集・登録し、県民及び事業者等へ周知する取組である「長野県太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

この要領では、本事業の実施に当たり、初期費用ゼロ円等サービスの募集等について定める。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備等

次に掲げるものをいう。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽光発電設備及び蓄電池

(2) 初期費用ゼロ円等サービス

P P A（電力販売）やリース等の第三者が設備を所有する形態により太陽光発電設備等が建物等に設置され、当該建物の居住者等が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランをいう。

(3) サービス実施事業者

初期費用ゼロ円等サービスを実施する事業者をいう。

(4) 県内施工事業者

長野県内に本店を置く者であって、太陽光発電設備等の設置工事を行う事業者をいう。

3 事業概要

(1) 施工事業者リストの作成

県は、サービス実施事業者が長野県内において初期費用ゼロ円等サービスの実施を検討する際、提携する県内施工事業者の検索を容易にするため、所定の要件を満たす県内施工事業者を募集し、その一覧（以下「施工事業者リスト」という。）を作成した上で、サービス実施事業者から求めがあった場合は、当該事業者へ施工事業者リストを提供する。

(2) 初期費用ゼロ円等サービスの募集

県は、所定の要件を満たす初期費用ゼロ円等サービスを募集する。

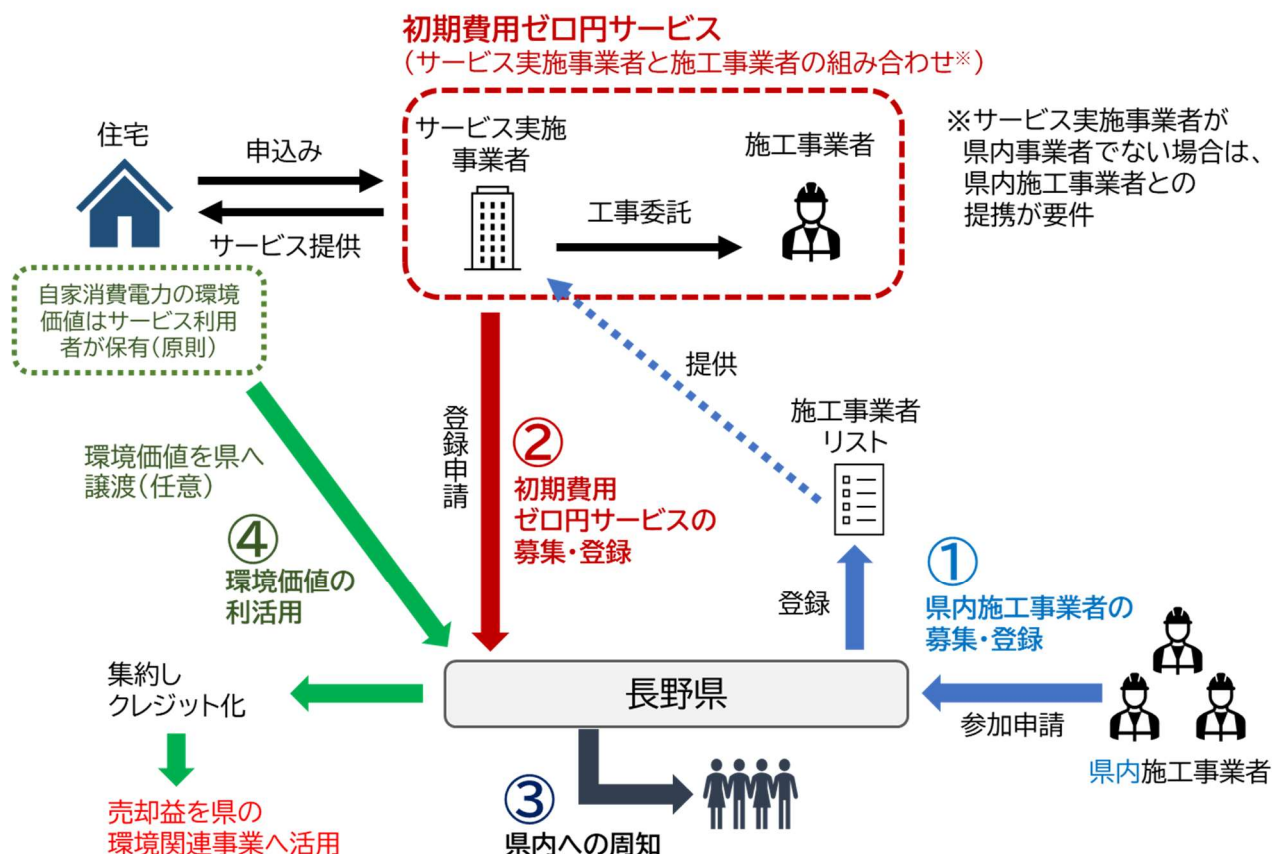
(3) 登録サービスの周知

県は、登録した初期費用ゼロ円等サービス（以下「登録サービス」という。）を県民及び事業者等へ周知する。

(4) 環境価値の利活用

県は、登録サービスにより設置された太陽光発電設備により発電された電気のうち、登録サービスを利用する者（以下「サービス利用者」という。）が自ら消費する電気（以下「自家消費電力」という。）に係る環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果）を集約した上でクレジット化し、その売却益を県の環境関連事業に活用する。

【事業イメージ】



4 サービス実施事業者の要件

初期費用ゼロ円等サービスの登録申請は、次の各号に掲げる要件を全て満たすサービス実施事業者が行うことができるものとする。

- (1) 法人（複数の法人が共同する共同事業体を含む。）であること。
- (2) 長野県税を滞納していないこと。（県内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地における都道府県税に読み替える。）
- (3) 県の入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。

5 初期費用ゼロ円等サービスの要件

県が募集し、登録する初期費用ゼロ円等サービスは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 長野県内の住宅等に太陽光発電設備等を設置するものであること。
- (2) サービスの内容が表 1 のいずれかに該当するものであること。
- (3) サービスにより設置される太陽光発電設備等が、設備ごとに表 2 の要件を全て満たしていること。
- (4) サービス実施事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす単独又は複数の施工事業者と提携して初期費用ゼロ円等サービスを提供するものとし、本事業により設置される太陽光発電設備等の設置工事を当該提携事業者が発注すること。（提携事業者への発注は、サービス実施事業者から依頼を受けた代理店等により行われていても差し支えないものとする。また、当該提携事業者がサービス実施事業者から当該設置工事を受注した後、当該設置工事の全部又は一部について他の事業者へ請け負わせる（いわゆる下請け）ことも可とする。）ただし、サービス実施事業者が長野県内に本店を置く者である場合に限り、アの要件は必須としない。
 - ア 長野県内に本店を置く者であること。
 - イ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。
 - ウ 設置工事を行う太陽光発電設備等について施工 I D（太陽光発電設備等の製造事業者が、適切に自社設備を設置することができる事業者として施工事業者が付与する資格をいう。）を保有していること。なお、設置工事と電気工事等、一連の太陽光発電設備等の設置工事について複数種類の施工 I D が発行される場合は、その全てを保有していること。（同一の設置案件について複数の施工事業者へ設置工事を行わせる場合は、そのうちいずれかの事業者が必要な施工 I D を保有していれば足りるものとする。）
 - エ 太陽光発電設備等の設置工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に対して損害賠償等の必要な対応をとるための保険への加入等の措置が講じられていること。（同一の設置案件について複数の施工事業者へ設置工事を行わせる場合は、そのうちいずれかの事業者が必要な措置を講じていれば足りるものとする。）
- (5) 周辺環境への影響について十分確認した上で太陽光発電設備等を設置すること。
- (6) 登録サービスにより設置された太陽光発電設備により発電され、サービス利用者が使用する電気に係る環境価値をサービス実施事業者が保有しないこと。ただし、特別な事情がある場合は、県との協議によりサービス実施事業者が当該環境価値を保有することができる。
- (7) サービス実施事業者の都合で契約を遂行できなくなった場合において、サービス利用者へ不利益が生じないよう対応すること。
- (8) 契約期間中において太陽光発電設備等に故障等の不具合が生じた場合、サービス実施事業者が速やかに修理又は交換等の対応を行うこと。
- (9) サービス利用者の希望により、契約期間終了後に太陽光発電設備等をサービス利用者へ無償譲渡すること。

表 1 初期費用ゼロ円等サービスの内容

プラン名	内容
太陽光単体プラン	建物に太陽光発電設備を導入すること
太陽光＋蓄電池プラン	建物に太陽光発電設備及び蓄電池を同時に導入すること

表 2 設備要件

太陽光発電設備	蓄電池
・一般財団法人電気安全環境研究所による JETPVm 認証のうち、モジュール認証を取得した製品であること ・発電出力（太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）が 10kW 未満であること ・未使用品であること	・国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業の対象製品に登録されていること ・未使用品であること

6 登録申請方法

(1) 申請者

申請者は、初期費用ゼロ円等サービスの登録を希望するサービス実施事業者が単独の法人である場合は当該法人とし、複数の法人が共同する共同事業体である場合は代表事業者とする。

(2) 申請書類

申請者の初期費用ゼロ円等サービスに応じて、次の書類を提出するものとする。

ア 初期費用ゼロ円等サービス登録申請書（様式サー 1）

イ 初期費用ゼロ円等サービスの内容（様式サー 2）

ウ 誓約書（様式サー 3）

エ 添付書類

（ア） 申請者の商業・法人登記簿謄本

（イ） 申請者の長野県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前から 3 か月以内のもの）

※長野県内に事業所がない法人は、主たる事務所の所在地における都道府県税の納税証明書に代えるものとする。

（ウ） 申請する初期費用ゼロ円等サービスの内容が分かる書類（契約書のひな形、パンフレット等）

（エ） その他県が提出を求めた書類

(3) 申請受付期間

随時

(4) 申請方法

郵送又は電子メール

(5) 申請書類の提出先

ア 郵送

〒380-8570 （県庁専用番号のため住所記載不要）

長野県環境部 環境政策課ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係 あて

イ 電子メール

zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

(6) 提出後の申請書類の取扱い

ア 申請書類は返却しないものとする。

イ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

7 初期費用ゼロ円等サービスの登録

県は、申請書類を受理したときは、内容を審査の上、要件を満たす初期費用ゼロ円等サービスを登録するとともに、審査結果を申請者に文書で通知するものとする。なお、登録については有効期限を設けないものとする。

8 登録サービスの公表

県は、県ホームページ等において、登録サービスの事業者名や内容等を掲載する。

9 登録の変更、抹消、削除

(1) 登録の変更

登録サービスを実施する事業者（以下「登録サービス実施事業者」という。）は、登録サービスの内容を変更する場合は、登録内容変更申請書（様式サー４）により申請することとする。

(2) 登録の抹消

登録サービス実施事業者は、登録サービスの抹消をする場合は、登録抹消申請書（様式サー５）により申請することとする。

(3) 登録の削除

県は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除することができる。

ア 登録サービスの内容に虚偽、重大な誤り等があると認められる場合

イ 登録サービス実施事業者の責務についての対応が適切でないと認められる場合

ウ 「４ サービス実施事業者の要件」または「５ 初期費用ゼロ円等サービスの要件」に掲げる要件を満たさなくなった場合

10 免責

県は、登録サービス実施事業者が行う契約等に関与しないものとし、本事業が原因で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

11 問合せ先

長野県環境部 環境政策課ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係

住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-235-7255（直通）

附則

この要領は、令和７年３月１４日から施行する。